

平成25年度和歌山県国民健康保険団体連合会事業計画

1 基本方針

国民健康保険制度は、制度創設以来、国民皆保険の基盤をなす制度として、我が国の医療保険制度の中核的な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加に加え、経済情勢の悪化により、低所得者や無職者を多く抱える国民健康保険の運営は、その構造的な要因等から極めて厳しい状況が続いております。

このような中、国におきましては、社会経済情勢の変化に対応し制度の安定的な運営を確保するため、平成24年4月に国民健康保険法の一部改正が行われ、財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進並びに都道府県調整交付金割合の引上げなど所要の措置が講じられましたが、制度が抱える構造的な問題解決にはまだまだ抜本的な見直しを必要とする課題が山積しております。

このため、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の構築に向けては、社会保障と税の一体改革において税制の抜本改革時に行うとされた低所得者に対する財政支援の強化を実施するとともに、国庫負担金の引上げによる一層の財政基盤強化策が望まれます。

このように国保を取り巻く環境が大きく変動する中、本会としては中央情勢に注視しながら、保険者の共同体としての使命が達成できるよう、次の4項目を重点事項として掲げ、限られた財源の中で各事業を効率的かつ効果的に推進し、より一層の保険者支援に努めます。

(1) 審査業務の充実・強化

診療報酬明細書等の審査の充実・強化を図るため、既存の画面審査システムに加え、本会独自の審査システムの活用により効果的な審査に努めます。

また、職員研修の充実と審査委員会との連携強化により審査精度の向上を目指します。

おって、審査支払機関における審査の判断基準の統一化のための連絡協議会の設置について、審査の均一性を確保することを目的とし、関係機関との連携のもと、積極的な取り組みに努めます。

(2) 国保総合システム等を活用した共同処理事業の推進

国保総合システムを活用した共同処理事業の推進を図るため、システムの安定的な運用に努めるとともに、国保中央会に対し保険者ニーズを踏まえた改善要望を行うなど、保険者事務の効率化に努めます。

また、医療給付と介護給付との給付調整が適切に行われるよう、介護給付適正化システムから提供される情報を活用した効率的なレセプト点検の実施に向け、保険者等との連携を図るなど、体制整備に努めます。

(3) 医療費適正化対策への支援

医療費適正化対策の一環として、国保中央会が開発を進めている医療・健診・介護データを活用した国保データベース（KDB）システムについて、平成25年10月に安定稼働できるよう機器を含めた環境整備を行うとともに、保険者への説明会を開催し、保健事業等への活用促進に努めます。また、特定健康診査・特定保健指導については、平成25年度に特定健診等データ管理システムの機器更改を迎えるに当たり、円滑に導入できるよう努めるとともに、受診率向上に向けた保険者支援を推進します。

(4) 介護保険・障害者自立支援システムの機器更改への対応

平成25年度に介護保険・障害者自立支援システムの機器更改を迎えるにあたり、国保中央会では全国一拠点で共同運用が可能となるシステムの構築を図ることから、本会としても円滑な導入を目指し、環境整備を行うとともに、安全性・信頼性を確保し安定的な運用に努めます。

2 事業の概要

(1) 一般事業

事業項目	事業内容
ア 会務運営に関すること	<p>会務の適正・円滑な運営を図るため、次の諸会議を開催するとともに関係会議に出席する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 総会 2回 (7月・2月) (イ) 理事会 (随時) (ウ) 監事会 1回 (7月) (エ) 理事長・副理事長・常務理事会議 (随時) (オ) 理事保険者課長会議 (随時) (カ) 国保中央会の諸会議 (随時) (キ) 国保近畿地方協議会の諸会議 (随時)
イ 育成指導に関すること	<p>保険者における国保運営上の諸問題の研究と保険者事務担当者の資質向上を図るため、次の研修会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国保財政安定化推進研究会 2回 (8月・11月) (イ) 市町村等国民健康保険担当課長・事務担当職員研修会 (10月)
ウ 協議会に関すること	<p>保険者における国保事業の円滑な運営に寄与するため、各種協議会等を開催するとともに関係諸会議に出席する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国保運営協議会会長会議並びに運営委員会 (1月) (イ) 国保事業充実強化推進協議会幹事会 2回 (10月・12月) (ウ) 国保事業充実強化推進協議会運営委員会 (2月) (エ) 県下都市国保主管課長会議 (4月) (オ) 近畿都市国民健康保険者協議会総会 (5月) (カ) 全国市町村国保主管課長研究協議会 (8月) (キ) 「健康なまちづくり」シンポジウム (8月)

事業項目	事業内容
エ 広報宣伝に関すること	<p>保険者への国保情報の提供及び和歌山県市町村国保広域化等支援方針に沿った広報活動支援のため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 機関誌「国保わかやま」の発行（6月・9月・1月・3月） (イ) 「国保連合会ガイドブック」の発行（6月） (ウ) 連合会ホームページによる各種制度及び本会事業に関する情報の提供（随時） (エ) 健康づくり等啓発用冊子「国保のしおり」の作成（2月） (オ) 国保新聞の配布 (カ) 保険料（税）収納率向上に対する支援 (キ) 特定健診受診率向上に対する支援
オ 調査・研究に関すること	<p>保険者における国保事業の円滑な運営に寄与するため、各種事業の諸問題について調査・研究を行うとともに、医療費等の統計資料を作成・配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国民健康保険事務検討委員会（仮称）の開催 2回（10月・12月） (イ) 国保病類別疾病分類統計表及び後期高齢者医療病類別疾病分類統計表の作成（9月） (ウ) 「和歌山県の国保の状況」の作成（12月） (エ) 医療費マップの作成（3月）
カ 事業振興に関すること	<p>保険者及び各関係機関と連携し、国保制度改善及び財政基盤安定化の推進運動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国保制度改善強化全国大会への参加 (イ) 関係機関及び関係者への陳情
キ 保健事業に関すること	<p>保険者（市町村）等が行う健康づくりを積極的に支援し、医療費適正化に寄与するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国保データベースシステム（KDB） <ul style="list-style-type: none"> a システムの導入（10月） b 操作説明会の開催（2月） (イ) 保健活動検討部会（仮称）の開催（2月） (ウ) 市町村における健康まつり等各種イベントへの支援 <ul style="list-style-type: none"> a 各種健康度測定器及び視聴覚教材の貸出し（随時） b 健康づくりパンフレットの配布

事業項目	事業内容
(キ) 保健事業に関すること	<p>(エ) すこやか紀の国情報ネットワークによる医療費等各種情報の提供 (随時)</p> <p>(オ) 国保診療施設連絡協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> a 国保医学会総会、学術集会並びに国保直診在宅医療研究会の開催 (6月) b 国保診療施設関係者並びに国保・介護主管課長合同研修会の開催 (11月) c 全国国保診療施設協議会主催の会議等への参加 <ul style="list-style-type: none"> (a) 全国国保地域医療学会 (10月) (b) 全国国保診療施設協議会地域医療現地研究会 (7月) (c) 地域包括医療・ケア研修会 (1月) (d) 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議 (2月) d 国保直診医師の確保 (随時) e その他 <ul style="list-style-type: none"> (a) 全国国保診療施設協議会総会 (6月・2月) (b) 近畿地方国保診療施設協議会総会 (9月) <p>(カ) 市町村保健師協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> a 市町村保健師研修会の開催 (6月・9月) b 市町村保健師研究発表会の開催 (1月) <p>(キ) 在宅保健師の会への事業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 研修会の開催 (7月・12月) b 健康相談、健康劇等による地域活動支援 (随時) c 会報「てまり」の発刊 (2月) d 特定健診未受診者対策推進モデル事業
ク その他	<p>(ア) 職員研修 (一般研修、実務研修、休日研修、職員派遣研修)</p> <p>(イ) 県健康推進課及び関係団体との連絡調整</p> <p>(ウ) その他、本会の目的達成のための必要な事項</p>

(2) 診療報酬審査支払事業

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>国保及び後期高齢者医療に係る診療報酬明細書等について、適正かつ公平な審査を行うとともに、審査結果状況データの分析等により、審査精度の向上や審査の充実・強化を図る。</p> <p>(ア) 審査委員会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 審査委員会・運営委員会・審査専門部会の開催（毎月） b 再審査部会の開催（毎月） c 常務処理審査委員による指導助言 d 柔道整復施術療養費審査委員会の開催（毎月） e 特別審査委員会への審査委託（毎月） f 社保・国保審査委員合同協議会への出席 <p>(イ) 審査の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高点数診療報酬明細書の事務共助体制の充実 b レセプト一次審査システムによる効果的な審査 c 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の突合・縦覧・横覧審査の強化 d 審査委員会との連携強化 e 審査業務検討部会（仮称）の開催（随時） f 国保中央会並びに国保近畿地方協議会等各種会議への出席 g 職員研修の充実
イ 支払業務に関すること	<p>国保及び後期高齢者医療に係る診療報酬等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 診療報酬等の電子請求を行う保険医療機関等への早期支払及び通常分の支払</p> <p>(イ) 70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特別措置に基づく、指定公費負担医療費の保険医療機関等及び保険者への支払</p> <p>(ウ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(エ) 関係金融機関との連絡調整</p> <p>(オ) 診療報酬支払業務運営委員会の開催</p>
ウ その他	<p>(ア) レセプトオンライン請求システムの円滑な機器更改を行う。</p> <p>(イ) 医療保険ネットワーク集配信システムの円滑な機器更改を行う。</p>

(3) 共同処理事業

事業項目	事業内容
<p>ア 保険者事務共同処理に関する こと</p>	<p>保険者に共通する事務を一元的に処理し、事務処理の効率化を図るため、医療費適正化及び保健事業の参考資料を作成し、国保事業の円滑な推進に努める。</p> <p>(ア) 一般業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被保険者世帯情報及び個人情報の登録 b 診療報酬明細書等の資格確認及び給付内容の点検 c 被保険者の給付記録 d 高額療養費算定に係る各種帳表の作成 e 高額医療・高額介護合算療養費に係る情報提供と各種帳表の作成 f 病類別疾病分類統計表の作成 g 各種統計資料の作成 h 事業状況報告書の集計処理 i 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化及び原本管理 <p>(イ) 特別業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医療費通知書の作成 b ジェネリック医薬品利用差額通知書の作成 c 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の二次点検 d 介護給付適正化システムから提供される情報を活用したレセプト点検 e 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の資格確認による返戻処理 f その他保険者が必要とする資料等の作成
<p>イ 重度心身障害児（者）医療費に 関すること</p>	<p>国保及び後期高齢者医療の診療報酬明細書等に係る重度心身障害児（者）医療受給者の資格確認を行う。</p>
<p>ウ 研修会等に関する こと</p>	<p>共同処理事業を円滑に行うため、次の会議・研修会を開催する。</p> <p>(ア) 保険者事務共同処理事業研修会の開催（8月）</p> <p>(イ) 国保連合会システム検討部会（仮称）の開催 2回（7月・2月）</p>

(4) 代行業務

事業項目	事業内容
<p>後期高齢者医療広域連合から受託する代行業務に関すること</p>	<p>広域連合から受託する各種代行業務について、迅速かつ正確な処理を行う。</p> <p>(ア) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の二次点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の縦覧・横覧点検 b 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合点検 c 介護給付適正化システムによる突合点検 d 再審査提出事務 <p>(イ) 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化処理及びデータ管理業務</p> <p>(ウ) 医療費通知書の作成・発送業務</p> <p>(エ) ジェネリック医薬品利用差額通知書の作成・発送業務</p> <p>(オ) 資格・給付確認及びその他業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 診療報酬明細書等の資格確認及び返戻処理 b 診療報酬明細書等の給付確認 c 療養費（一般診療、海外療養費、補装具、移送、生血）のデータ作成 d 後期高齢者医療給付支給決定通知書の作成・発送 e 病類別疾病分類統計表の作成 <p>(カ) 健康診査関係業務</p> <p>健康診査の受診券及び受診票等の作成・発送、健康診査データの点検・資格確認、健康診査費用の決済事務</p>

(5) 特定健康診査等事業

事業項目	事業内容
ア 支払業務に関すること	特定健診費用等について、迅速かつ正確な支払を行う。 (ア) 特定健診費用等の健診機関への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整
イ 共同処理業務に関すること	保険者事務の軽減と効率化を図るため、共通する事務について一元的に処理を行う。
ウ 研修会等に関すること	保険者でのシステムの円滑な運用並びに健診等データの有効活用に資するため、次の支援を行う。 (ア) 特定健診・保健指導担当者研修会の開催 (イ) 個別訪問研修の実施
エ その他	特定健診等データ管理システムの円滑な機器更改を行う。

(6) 出産育児一時金等支払事業

事業項目	事業内容
出産育児一時金等支払業務に関すること	出産育児一時金等について、迅速かつ正確な支払を行う。 (ア) 出産育児一時金等の保険医療機関等への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整

(7) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

事業項目	事業内容
ア 保険財政共同安定化事業に関すること	市町村国保間の保険料（税）の平準化と財政の安定化を図るため、各市町村国保からの拠出による保険財政共同安定化事業を実施する。
イ 高額医療費共同事業に関すること	高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響を緩和するため、各市町村国保からの拠出による高額医療費共同事業を実施する。
ウ 超高額医療費共同事業に関すること	高額医療費共同事業の一層の安定と保険運営の緩和を図るため、国保中央会と各都道府県国保連合会間で行う超高額医療費共同事業を実施する。

(8) 第三者行為(交通事故)損害賠償求償事務共同処理事業

事業項目	事業内容
第三者行為損害賠償求償事務に関すること	<p>医療費並びに介護給付費の適正化を推進するため、交通事故に係る損害賠償求償事務について共同処理を行い、保険者等の事務の軽減と効率化を図る。</p> <p>(ア) 自賠責及び任意保険の求償事務</p> <p>(イ) 交通事故の通報事務</p> <p>(ウ) 求償事務の相談及び助言</p> <p>(エ) 保険者個別支援の実施（10 保険者）</p> <p>(オ) 「求償事務の手引き」の作成（6 月）</p> <p>(カ) 求償事務参考資料の作成（9 月）</p> <p>(キ) 後期高齢者医療に係る損害賠償求償事務</p> <p> a 自賠責及び任意保険の求償事務</p> <p> b 第三者行為（交通事故）の対象となる診療報酬明細書等の抽出及び広域連合標準システムへの登録処理</p> <p> c 抽出した診療報酬明細書等から交通事故に係る医療行為分の抜出し決定事務</p> <p> d 第三者行為（交通事故）の疑いがある診療報酬明細書等の抽出及び被保険者あて給付制限照会書の作成・発送事務</p>

(9) 保険者協議会

事業項目	事業内容
ア 保険者協議会の運営に関する こと	<p>保険者協議会の円滑な運営を図るため、次の諸会議を開催する。</p> <p>(ア) 保険者協議会 2回 (7月・2月)</p> <p>(イ) 企画調査部会 2回</p> <p>(ウ) 保健活動部会 2回</p> <p>(エ) 集合契約部会 4回</p>
イ 医療費分析事業に関する こと	<p>保健事業の共同企画や実施結果の評価に結びつけるため、レセプトデータ等をもとに生活習慣病に関する医療費分析を行う。</p>
ウ 保健事業等の共同実施に関する こと	<p>保険者が効果的・効率的に保健事業を実施できるよう、特定健診・保健指導等に関する累積データを活用したデータ分析や情報収集を行う。</p>
エ 情報提供に関する こと	<p>各保険者に対して中央情報等の早期提供を行う。</p>
オ その他	<p>関係団体との連絡調整</p>

(10) 介護保険事業

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関する こと	<p>介護サービス事業所等から請求される介護給付費明細書等について、適正かつ公平な審査を行う。</p> <p>(ア) 介護給付費審査委員会の開催 (毎月)</p> <p>(イ) 国保中央会並びに近畿地方協議会等各種会議・講習会への出席</p> <p>(ウ) 統計資料の作成</p>
イ 支払業務に関する こと	<p>介護給付費等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 介護 (介護予防) 給付費等の介護サービス事業所等への支払</p> <p>(イ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(ウ) 関係金融機関との連絡調整</p>

事業項目	事業内容
ウ 介護保険者事務電算共同処理に関すること	<p>保険者に共通する事務を一元的に処理し、保険者事務の軽減及び効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 要介護認定更新支援処理 (イ) 償還払給付額管理処理 (ウ) 介護給付費通知作成処理 (エ) 高額介護サービス費支給処理 (オ) 市町村特別給付等支払処理 (カ) 各種支払支援処理 (キ) 主治医意見書料支払処理 (ク) 認定調査委託料支払処理 (ケ) 事業状況報告作成処理 (コ) 介護給付費縦覧点検処理 (サ) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理 (シ) その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理
エ 介護給付適正化対策に関すること	<p>保険者が行う適正化事業の充実と事務軽減を図るため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 医療情報（入院分）と介護給付費明細書の突合点検 (イ) 介護給付適正化システム及び介護給付費分析システムによる情報提供
オ 会議等に関すること	<p>介護保険事業を円滑に行うため、次の会議・説明会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 介護保険市町村担当者説明会の開催（8月） (イ) 介護保険等事務検討委員会の開催 2回（9月・2月） (ウ) 介護保険・障害者自立支援システム検討部会（仮称）の開催（随時）
カ 介護サービスの苦情処理に関すること	<p>利用者・家族からの苦情や相談を受け、介護サービスの質の向上に関する調査並びに介護サービス事業者等への必要な指導及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 苦情・相談の受付 (イ) 介護サービス苦情処理委員会の開催（随時） (ウ) 「介護サービスに係る苦情・相談事例集」の作成

事業項目	事業内容
キ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務に関すること	介護、国保及び後期高齢における保険料（税）の特別徴収に関する情報の経由機関として情報の授受を円滑に行う。
ク その他	介護保険・障害者自立支援システムの円滑な機器更改を行う。

(11) 障害者自立支援事業

事業項目	事業内容
ア 支払業務に関すること	障害介護給付費等について、迅速かつ正確な支払を行う。 (ア) 障害介護給付費等の障害福祉サービス事業所等への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整
イ 障害者自立支援市町村等事務電算共同処理に関すること	市町村等に共通する事務を一元的に処理し、市町村等事務の軽減及び効率化を図る。 (ア) 高額障害福祉サービス費支給処理 (イ) 高額障害児給付費支給処理 (ウ) 各種支払支援処理 (エ) 地域生活支援事業支払処理 (オ) 訪問調査委託料支払処理 (カ) その他資料の作成処理
ウ その他	介護保険・障害者自立支援システムの円滑な機器更改を行う。